

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)

2013年10月1日以降補償開始契約用
(2015年10月版)

～ご加入前に必ずお読みください～
こども総合保険、普通傷害保険、自転車総合保険

AIU損害保険株式会社

この説明書の「契約概要」は、ご加入に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。なお、「注意喚起情報」は、ご加入に際してご加入依頼者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただいたうえでご申し込みください。また、この説明書は、ご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約者である団体にお渡しする保険約款によりますが、ご不明な点につきましては、「パンフレット」記載の取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

契約概要

1. 商品の仕組み

この保険は団体をご契約者とし、団体の構成員等を被保険者(保険の対象となる方)とする団体保険契約です。

保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は契約者である団体が有します。ご加入される保険の名称、契約者となる団体名等につきましては、「パンフレット」・「加入依頼書」などをご参照ください。

2. 「パンフレット」にてご確認ください事項

(1) 補償の内容

①保険金をお支払いする場合 ②保険金をお支払いできない主な場合
(注)補償が開始される以前に被ったケガや病気の影響で症状が重くなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額を決定し、保険金の一部を削減してお支払いする場合があります。

(2) セットされている主な特約およびその概要

(3) 補償期間(保険期間)

(4) この保険にご加入いただく際の保険料、保険料の払込方法

3. 満期返れい金および配当金

この保険には、満期返れい金および契約者配当金はありません。

4. 脱退(解約)と返還保険料について

ご加入後、保険契約より脱退(解約)される場合は、取扱代理店または弊社にお申し出ください。脱退(解約)の条件により、保険料を返還または未払込保険料のご請求をさせていただくことがあります。返還保険料計算方法は、弊社のホームページにてご確認ください。

(URL <http://www.aiu.co.jp/individual/policydoc/rp>)

注意喚起情報

1. 「パンフレット」にてご確認ください事項

- (1) 補償を開始する日(保険責任開始日)
- (2) 保険金をお支払いできない主な場合
- (3) 死亡保険金受取人(法定相続人となります。変更はできませんので、ご了承ください。)

2. クーリングオフ(契約申込みの撤回)

この保険は、クーリングオフの対象ではありません。

3. 保険会社破綻時の取扱い

- (1) 保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合には、保険金の支払いや解約時の返還保険料などの支払いが一定期間凍結されたり金額が削減されることがあります。
- (2) 損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」があります。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象種目であり、補償割合は次のとおりです。
 - ① 保険期間(保険のご契約期間)が1年以内の場合：保険金、解約時の返還保険料などは原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
 - ② 保険期間が1年超の場合：保険金、解約時の返還保険料などは原則として90%まで補償されます。ただし、引受保険会社の経営が破綻した時点で、保険料等の算出基礎となる予定利率が高い場合には、契約条件により補償割合が90%を下回る場合があります。

4. 個人情報の取扱い

弊社は、契約者である団体より加入依頼書に記載された個人情報を取得します。弊社における個人情報の取扱いは次のとおりです。(共同保険契約の場合、各引受保険会社における個人情報の取扱いにつきましては、各社のホームページをご覧ください。)

(1) 個人情報の利用目的

弊社はこのご契約に関する個人情報を以下の目的のため利用します。
① 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い

② 関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理

③ 弊社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実

④ その他保険に関連・付随する業務

(2) 個人情報の提供

あらかじめご本人が同意されている場合のほか、次の場合にご本人の個人情報を外部に提供することがあります。

① 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(弊社代理店を含みます。)へ委託する場合

② 再保険(再々保険以降の出再を含みます。)のため、再保険を取り扱う他の会社に提供する場合

③ ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録するなど、保険制度の健全な運営に必要と考えられる場合

④ 事故発生の際、この保険契約および保険金請求に関する事項について損害保険会社など間で確認する場合(同一の損害または費用に対して他の保険契約などがあり、損害保険会社などに求償するために確認する場合を含みます。)

⑤ 保険金のお支払いのために必要な範囲内において、保険事故の関係者(当事者、医療機関、修理業者など)に提供する場合

⑥ その他法令に根拠がある場合

(3) 個人情報の取扱いに関するお問合せ先

AIUお問合せ窓口：電話 0120-336-112(通話料無料)

(受付時間：土・日・祝日・年末年始を除く 午前9時～午後5時)

弊社の個人情報の取扱い(プライバシーポリシー)の詳細は、弊社ホームページをご覧ください。

(URL：<http://www.aiu.co.jp>)

その他のご注意

1. ご加入時およびご加入後のご注意

- (1) ご加入手続きの方法は「パンフレット」にてご確認ください。団体契約の最終加入者が確定後に、加入依頼者の方宛に加入者証をお届けします。「パンフレット」はご加入プランに印をつけて、加入者証が届くまでの間、この説明書とともに必ずお手元に保管してください。
- (2) 次の補償・特約などをご契約される場合で、既にご加入の別の保険契約にてこれらと同種の補償をセットされている場合には、補償が重複することがあります。ご契約前に、補償内容を十分ご検討ください。
[個人賠償責任補償・育英費用補償・携行品損害補償・学校管理下動産補償など]
- (3) ご加入時または補償期間(保険期間)開始日後に、「自動車運転者」「建設作業者」「農林漁業作業者」「採鉱・採石作業者」「木・竹・草・つる製品製造作業者」のうち、いずれかの職業に継続的に従事される生徒・学生の方は、取扱代理店までご連絡ください。
- (4) ご継続の際、保険金ご請求状況などにより、お引受けをお断りしたり、ご加入プランを制限させていただくことがあります。
- (5) 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。
- (6) ご加入後に住所変更・転校・転園をされた場合、または団体の構成員(会員)でなくなった場合は、取扱代理店または弊社までご連絡ください。住所のご通知がない場合、重要なお知らせが届けなくなる場合がありますので、ご協力をお願いします。また、団体の構成員(会員)でなくなった場合は、補償を継続できなくなるため、必ずご連絡ください。

2. 重大な事由による脱退(解除)

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。

- ① 多重契約により被保険者(保険の対象となる方)の保険金額(ご契約金額)が著しく過大になる場合
- ② 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせる目的で事故などを起こした場合
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ④ 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合
など
なお、この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。また、既に保険金をお支払いしていた場合には、その保険金を返還していただくことがあります。

3. 事故が起きた場合

(1) 保険金お支払いまでの流れ (ご請求の内容や事故の状況などによっては異なった流れとなる場合があります。)

- 1 **【お客さま】① おケガや事故のご連絡**
お客さまがおケガをされた時のご様子、治療状況などについて、取扱代理店または弊社までご連絡ください。
- 2 **【AIU】 必要書類のご案内など**
お客さまのご契約内容を確認し、補償の内容、保険金請求に必要な書類についてご案内します。
- 2 **【お客さま】📄 書類のご手配・ご提出**
保険金請求書などへのご記入、診断書などのご手配をいただき、ご提出ください。
- 2 **【AIU】 保険金をお支払いするための必要な確認をします。ご請求内容の確認**
保険金の額を算出し、保険金をお支払いします。
- 3 **【お客さま】✉ 保険金のお受取り**
お支払金額、お支払先などをお客さまに書面でご案内しますので、ご確認ください。

インターネットによる事故受付も行っていきます。詳しくは弊社ホームページをご覧ください。(URL <http://www.aiu.co.jp>)

(2) 事故発生時のご注意

- ① 事故が起きた場合は、事故が起きた日からその日を含めて30日以内に取扱代理店または弊社にご連絡ください。
- ② 高度障害状態などの事情により、被保険者が保険金を請求できない場合は、所定の条件を満たす配偶者または親族の方が被保険者の代理人として保険金の請求を行うことができます。
- ③ 正当な理由なく30日以内に事故発生のご通知をいただけない場合や、弊社に事故の内容をご通知いただく際知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合などには、弊社がそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますので、ご注意ください。

(3) 保険金の請求手続き

保険金のご請求に必要な主な書類は次のとおりです。(お支払いする保険金の種類や事故の内容または損害の額などにより異なります。また、保険金のご請求内容により、ご提出いただく書類の一部の省略が可能な場合があります。)

なお、弊社が行う調査へのご協力をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

各 保 険 金 共 通	保険金の請求書、傷害状況報告書、医療情報・個人情報に関する調査の同意書、(必要に応じて)印鑑証明書、保険証券
事故の発生状況や、保険金お支払いの対象となる事故かを確認する書類	事故の種類や発生場所ごとに、公の機関(やむを得ない場合は第三者)の発行する証明書(交通事故証明書、盗難・焼失など公的機関が発行する証明書 など)免許証などの資格証明書 など
死亡を確認する書類	死亡診断書、除籍謄本/戸籍謄本 など
後遺障害の程度を確認する書類	後遺障害診断書、検査資料(画像・病理等の臨床検査記録) など
入院・手術・通院の状況を確認する書類	傷害診断書、治療費用領収書または診療報酬明細書 など
法定相続人を確認する書類	法定相続権者からの委任状、戸籍謄本、印鑑証明書 など
保険金の代理請求を確認する書類	代理請求者の資格確認書類(戸籍謄本、印鑑証明書 など)

(4) 保険金ご請求の期限(時効)

保険金請求権には時効(3年)があります。契約の満期・終了の場合は、保険金の請求漏れがないか、ご確認ください。

(5) 保険金お支払いの時期

(3)に記載する必要書類が揃った日(請求完了日)からその日を含めて30日以内に、おケガの程度や保険金のお支払対象となる事故か否かなど、保険金のお支払いに必要な確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、下記の表の①～⑤の照会、調査が必要な場合は、請求完了日からその日を含めて下記の表中に定める日数を経過する日までに保険金をお支払いします。その場合は、別途お客さまにご案内します。なお、被保険者(保険の対象となる方)または保険金を受け取るべき方が、正当な理由なく調査を妨げたり、必要な協力を行わないなどにより調査が遅延する場合は、それにより遅延した期間は下記の表中の日数には算入されません。

①	事故の原因や状況、おケガの程度や治療内容、保険金お支払いの対象となるか否かなどを確認するための、警察、消防などの公の機関による捜査・調査結果の照会	180日
②	事故の原因や状況、おケガの程度や治療内容、保険金お支払いの対象となるか否かなどを確認するための、医療機関、検査機関などの専門機関による診断、鑑定結果の照会	90日
③	後遺障害の内容、およびその程度を確認するための、医療機関による診断、専門機関による認定審査の結果の照会	120日

④	災害救助法が適用された地域において、事故の原因や状況、おケガの程度や治療内容、保険金お支払いの対象となるか否かなどを確認するための調査	60日
⑤	日本国外での事故など、日本国内で必要な確認がとれない場合の、日本国外における調査	180日

(6) 同一の補償を提供する他の保険契約がある場合の保険金お支払方法
入院保険金のように予め定められた日額をお支払いするのではなく、被保険者の被った実際の損害に対して保険金をお支払いする携行品損害やケガの治療費などについては、他に同一の損害に対して補償を受けられる保険(共済を含みます。)がある場合でも、弊社は独立して保険金をお支払いします。ただし、弊社が保険金をお支払いする前に他の保険により保険金が支払われるときは、その金額を損害額から差し引いて保険金をお支払いします。(万一、他の保険契約および弊社より重複して同一の補償を受けた場合には、弊社が支払った保険金を返還していただくことがあります。)

(7) 賠償金額の決定について

賠償責任に対する補償については、被害者(事故の相手方)に対する賠償金額の決定にあたり、事前に引受保険会社の承認が必要です。被害者からの損害賠償請求に対して、保険会社は特段の定めがない限り、被害者との示談、調停等の法律行為を行うことはできませんが、その解決にあたるための助言、協力をを行います。

(8) 被害者(事故の相手方)の先取特権

賠償責任に対する補償については、被害者(事故の相手方)に先取特権(被保険者に他の債権者がいる場合であっても、被害者が保険金から優先的に賠償金の支払いを受けられる権利)があります。

4. 共同保険について

ご契約が共同保険契約である場合、弊社は「共同保険に関する特約」に基づき、他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。

ご契約の内容について～ご加入内容確認事項～

この「ご加入内容確認事項」は、ご加入いただく保険契約の内容がお客さまのご希望に沿った内容であること、ご加入いただく上で特に重要な事項の欄に正しくご記入いただいていることを確認いただくためのものです。

- (1) 今回ご加入いただく保険契約は、ケガによる死亡・後遺障害や入院・通院などを補償する保険です。以下の点でお客さまのご希望通りの契約内容となっていることを「パンフレット」でご確認ください。ご希望通りの契約内容になっていない場合は、「パンフレット」などに記載の取扱代理店または弊社までお申し出ください。
○保険金のお支払い事由(主契約、セットしている特約を含みます。)(注)
○補償金額(保険金額) ○補償期間(保険期間) ○保険料
(注)既にご加入されている他の保険契約と補償が重複する場合がありますので、その保険契約の補償内容も合わせてご確認ください。
- (2) 「加入依頼書」の記載事項、特に被保険者(保険の対象となる方)の「氏名」「生年月日」「性別」を正しくご記入されているかご確認ください。(万一、記入漏れ、記入誤りがあった場合は、加入依頼書の訂正が必要になります。)

お問合せ先

1. 保険に関するお問合せ・ご相談・苦情

○「パンフレット」に記載の取扱代理店または弊社営業部支店の電話番号までご連絡ください。 ○また、本店へお電話いただく際は右記までご連絡ください。	AIU保険会社 本店 電話：0120-338-566(通話料無料)※ (受付時間：午前9時～午後5時 土・日・祝日・年末年始を除く)
---	---

2. 事故のご報告・保険金のご請求

「パンフレット」に記載の取扱代理店または右記AIU事故受付センターまでご連絡ください。 (注)事故以外の各種お問合せは上記1へお願いいたします。	AIU事故受付専用ダイヤル 電話：0120-01-9016(通話料無料)※ (受付時間：24時間365日)
---	---

3. 弊社の契約する指定紛争解決機関

弊社との間で問題を解決できない場合には、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンに解決の申立てを行うことができます。詳細は右記ホームページをご覧ください。	保険オンブズマン 電話：03-5425-7963 (受付時間：午前9時～12時、午後1時～5時 土・日・祝日・年末年始等を除く) ホームページ： http://www.hoken-ombs.or.jp
--	--

※ご不明な点については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。IP電話をご利用の場合、IP電話の設定により通話料無料の電話番号がご利用にならない場合があります。